第一類第二号 総務委員会議録第二十三号	(東京大学経済学部教授) 神野	当) 常務取締役経済研究部担 塩畑(株式会社日通総合研究所 塩畑参考人	学研究科教授) 学院経営 石井(作新学院大学大学院経営 石井	/ 総務大臣政務官 総務大臣政務官 河野	横光 克彦君 三村	矢島 恒夫君 重野山名 靖英君 春名	成文君	問門君	女葉光一郎君 伊藤	吉田六左工門君 吉野 工工 一	龍哉君	滝 実君 谷 佐藤 勉君 新藤	太郎君	伊藤信太郎君  大野	敬悟君 理事	安住 淳君 理事 後	理事。 川崎 二郎君。 理事、八代, 理事、 光井、 広幸君、 理事、 和薬	元字 · 元字号 里耳 · 百子 · 百	:	平成十四年六月十三日(木曜日)	衆 議 院 公
	直彦君	<b>英成君</b>	晴 夫 君	太郎君		お 安正君 ・	,		,	野 正芳君 ——		洋 義一 孝君		野松茂君	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	斎君	英太君	; ] <del>!</del>	<b>%</b>	-	務
平成十四年六月十三日	同(玄葉光一郎君紹介)(第六〇九八号)同(玄葉光一郎君紹介)(第六〇九八号)	シベリア抑留者に対する未払い賃金支払いに関号)等に関する請願(矢島恒夫君紹介)(第六〇九六等に関する請願(矢島恒夫君紹介)	地方公務員の育児休業期間中における所得保障同月十三日	願(木島日出夫君紹介)(第五二九八号)法人事業税の外形標準課税導入反対に関する請同(札)する産業条グ(第五七〇八号)	同(黄光克多書紹介)(第五七〇七号)同(稲葉大和君紹介)(第五七〇七号)同(稲葉大和君紹介)(第五五〇〇号)	同(後藤斎君紹介)(第五四九九号	司(荒井聰君紹介)(第五三〇二号)同(中川智子君紹介)(第五三〇二号)	同(近岡理一郎君紹介)(第五三〇一号)同(佐藤剛男君紹介)(第五三〇〇号)	同(奥野誠亮君紹介)(第五二九九号)する請願(赤嶺政賢君紹介)(第五一七〇号)	シベリア抑留者に対する未払い賃金支払いに関	書名个)(第5一下で書) 国家公務員の残業改善に関する請願(矢島恒夫	六月十二日	山口 泰明君	平井 卓也君	<b>辛壬</b>	左藤	大野、公笠君	·	委員の異動	総務委員会専門員	委
	第六〇九八号)	>未払い賃金支払いに関大君紹介) (第六○九六	間中における所得保障	第五二九八号) 統税導入反対に関する請	五七〇七号)	四九九号)	五三〇二号)	第五三〇一号)	五二九九号) (第五一七〇号)	未払い賃金支払いに関	に関する請願(矢島恒夫		大野 松茂君	左藤・章君	<b>着て髪</b> 氏		山口 泰明書 補欠選任	ATT CARLES		大久保 晄君	員会
	間事業者に日本郵政公	〇平林委員長 これより会議を開きます。	閣提出第九六号) 行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内	民間事業者による信書の送達に関する法律の施(内閣提出第九三号)	日本郵政公社法施行法案(内閣提出第九五号)日本郵政公社法施行法案(内閣提出第九五号)	本日の会議に付した案件	<b>安員会に参考送付さ</b>	書(歧阜県青見寸議会) (第四九八三号) ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見	同日 外五名) (第六七号)	(岐阜県加茂郡坂祝町取組四六の一八梅田克己垂復居ガーヒスの堅持に関する関情書外五件	耶恵計 ごし)を持て引って手下して市本町五の一の四五小崎千鶴子)(第六六号)	地方財政基盤の充実強化に関する陳情書(高知六月十三日		は本委員会に付託された。 「「「一手或服者系グ」(第7一〇七号)	同(矢島恒夫君紹介)(第六一〇六号)	同(藤木洋子君紹介)(第六一〇五号)	司(摩名)(章哲召介)(第六一〇四号)	同(高木陽介君紹介)(第六一〇二号)	同(仙谷由人君紹介)(第六一〇一号)	司(塩命株久書紹介)(第六〇九九号)	議録第二十
	れを中心に報告させていただらたいと思います。レジュメを配らせていただいておりますので、そ	論点は、四点ほどございます。お手元に簡単なす。	いる中でございます。少し早口になるかもわかりいます。時間が十分ということで、大変限られて	このような機会をいただきましてありがとうござって一〇石井参考人(おはようございます。きょうは、それでは、石井参考人、お願いいたします。	りますので、	参考人は委員に対し質疑をすることはできないこの発言くださるようま磨い申し上げます。また	が、御発言の際にはその都度委員長の許可を得てが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て	なる、全のこの参考しの方々に自っこげまたにお答えいただきたいと存じます。	意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑しまず、各参考人の方々からそれぞれ十分程度御し	次に、議事の順序について申し上げます。	から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存	参考人各位におかれましては、それぞれのお立場ただきまして、まことにありがとうございます。	本日は、御多用中のところ当委員会に御出席い	げます。   この 勝 参考 人名位に 一言 こあい さつを申し上		塩畑英成君、東京大学経済学部教授神野直彦君、三さ者上近終台布学所常悉耳絲径経済研学音批当	式 NHT 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	本日は、各案審査のため、参考人として、作新	案の各案を一括して議題といたします。	た事り低了ことが別系によりを情景に別する 法律案及び民間事業者による信書の送達に関する	十三号

意味でマーケットは成熟しているのかどうか。 まずでマーケットだという定義をしてしまえば、こしたマーケットだという定義をしてしまえば、こしたマーケットだという定義をしてしまえば、これは当然民間は参入しないし、あるいは開発競いますか公社になっても、新しい知恵というのはいますか公社になっても、新しい知恵というのはいますか公社になっても、新しい知恵というのはいますか公社になっても、新しい知恵ということに、ある意味でマーケットは成熟しているのかどうか。

をだければと思います。 電子メールみたいなものがどんどん出てきており も、このあたりの関係をどう見たらいいのかとい も、このあたりの関係をどう見たらいいのかとい まして、今の若い人たちというのはそちらの方に まして、今の若い人たちというのはそちらの方に まして、今の若い人たちというのはそちらの方に まして、今の若い人たちというのはそちらの方に まして、今の若い人たちというのを御教示い も、このあたりの関係をどう見たらいいのかとい も、このあたりの関係をどう見たらいいのかとい も、このあたりの関係をどう見たらいいのかとい

変わらず相当高い伸びを続けております。 変わらず相当高い伸びを続けております。 変わらず相当高い伸びを続けております。 変わらず相当高い伸びを続けております。 変わらず相当高い伸びを続けております。 変わらず相当高い伸びを続けております。 変わらが相当のはかけてはございません。この分野は、御案内と思いますな表現で申し上げたわけではございませるという高くに乗し上げましたがあるという意味で申し上げたわけではございません。この分野は、御案内と思いますけれども、相ん。この分野は、御案内と思いますけれども、相ん。この分野は、御案内と思いますけれども、相ん。この分野は、御案内と思いますけれども、相当のを表現では成熟したシスーク塩畑参考人 先ほど、宅配便では成熟したシスーク塩畑参考人 先ほど、宅配便では成熟したシスーク塩畑参考人 先ほど、宅配便では成熟したシスーク塩畑参考人 先ほど、宅配便では成熟したシスーク塩畑が高い伸びを続けております。

もないと思うんですね。ほぼ横ばいか、あるいは需要が減退してしまうというようなマーケットではないのではないかと思うんですね。ただ、急速にないのではないかと思うんですね。ただ、急速にないのではないかと思うんですね。ただ、急速にないのではないかと思うんですね。ただ、急速にないのではないかと思うんですね。 光生今御指摘ありましたように、インターね。先生今御指摘ありましたように、インターを、数字を見ますと、余り拡大したマーケットではないわけです

うように考えています。するようなマーケット規模なのではないかなといするようなマーケット規模なのではないかなとい若干伸びるか減るかという程度でしばらくは推移

したがいまして、民間の物流事業者がこれを魅力的なマーケットととらえるかどうかということになりますと、やはり二兆円という非常に大きなととになるというようなことになると、これはもう相当なことになるというようなことでは魅力的と考えている事業者は少なくはないのではないかなということは、人間の物流事業者がこれを魅いる事業者は少なくはないのではないかなというに考えております。

〇荒井(聴)委員 普通、民間業界という感じをうんですけれども、伸び率の方に大きな興味、関心を持つのではないかと思うんですね。その意味では、世の中でいろいろ言われているほど、本当にこのマーケットというのは魅力のあるマーケットなのかどうか、そういう点については、私自身トなのかどうか、そういう点については、私自身トなのかどうか、そういう点については、私自身、関策界というのは、

ですね。

老本的なテーマがあるんだろうと思うんちえ方、基本的なテーマがあるんだろうと思うんものについてどう考えるのか、そういう基本的なども、今度の議論の根本には恐らく、独占というとも、一方のでは、石井参考人にお聞きしたいんですけれ

我が国では独占禁止法という法律があるんですけれども、何となく、ヨーロッパとはちょっと違けれども、何となく、ヨーロッパとはちょっと違けれども、独占禁止というと公取に怒られちゃうんですけれども、独占禁止というと公取に怒られちゃうんですが、そういう感覚が一般的なんではないかと思うんですね。

イントになっているんだろうと思うんです。の素朴な疑問があるので、そこが大きな議論のポなぜ民間開放をしなきゃならないのかという国民なぜ民間開放をしなきゃならないのかという国民なが民間関係では、ある意味ではパブリックの特に郵便関係では、ある意味ではパブリックの

この独占禁止法という法律、独占を許していくこの独占禁止法との関係で先生はどうお考えになるのんだという、独占禁止法の精神といいますか、るんだという、独占禁止法の精神といいますか、るんだという、独占禁止法の精神といいますか、るだろうと思うんですけれども、そのあたり、独占禁止法の精神といいますか、がだろうと思うんですけれども、そのあたり、独占禁止法という法律、独占を許していくこの独占禁止法という法律、独占を許していく

す。 ○石井参考人 極めて重要な御指摘だと思いま

それで、今、荒井先生の方から、独占によってお認識が違うんじゃないかなというふうに思っておっストを下げているということを、まず前提が、コストを下げているということを、まず前提が、コストを下げているということを、まず前提が、コストを高めているんじゃないかという御指摘がコストを高めているんじゃないかという御指摘がコストを高めているというように思っている。

それはどういうことかと申しますと、先ほど、それはどういうことかと申しますと、先ほど、たれは非常に、経済学では範囲の経済性という言されは非常に、経済学では範囲の経済性という言葉があるんですけれども、地方の郵便局へ行きま葉があるんですけれども、地方の郵便局へ行きますと、一つのカウンターで三、四人あるいは二、方で、三事業あるいはいるなサービスを提供できるということでございます。

それで、アメリカの場合の独占禁止法の取り扱 さいまして、それで、USPS、御存じのように、 私たちはアメリカ郵便事業体というふうに呼んで おりますけれども、ここでは独占の範囲が非常に おりますけれども、ここでは独占の範囲が非常に おりますけれども、ここでは独占の範囲が非常に おりますけれども、ここでは独占の範囲が非常に おりますけれども、ここでは独占の範囲が非常に おりますけれども、ここでは独占の範囲が非常に おりますけれども、ここでは独占の範囲が非常に おりな有用性というか必需性、これが非常に例外規定がご いるいろな国、あるいはEU指令等々から見まし でも、非常に広いということで、郵便の持つ社会 いるいうことだと思います。

のセーフティーネットとしての郵便、五十円、八さらに申し上げさせていただきますと、私たち

大いでは、 十円。どうして民間事業者が一般信書便の方にになるの いるんですね。 これはやはりもうからないか らだと思うのですね。ところが、今の郵政事業庁につなが らだと思うのですね。ところが、今の郵政事業庁につなが やっていくんだ、それからまた累積黒字も出してたり、独 やっていくんだ、それからまた累積黒字も出しているの いるんですね。 といずいとは、社判されるになるの いるんですね。

ですから、国鉄とか何かとよく批判されるんでですから、国鉄とか何かとよく批判されるんですけれています。というのは、私は対象が違うんように議論するといってもまだ累積黒字を出してい業は、赤字だといってもまだ累積黒字を出しています。

以上でございます。

以上でございます。

以上でございます。

以上でございます。

以上でございます。

以上でございます。

以上でございます。

○平林委員長 次に、山名靖英君。○荒井(聰)委員 ありがとうございました。これ

〇山名委員 公明党の山名靖英でございます。 
立います。かなり論議が尽くされてまいりましたが、私の方から何点かの質問をさせていただきたが、私の方から何点かの質様、本日は大変ありがとうごが、私の方から何点かの質問をさせていただきた。

たほど石井先生からコメントがありまして、郵便のユニバーサルサービス、これの重要性というものを冒頭でお話をされました。郵便への民間参のを冒頭でお話をされました。郵便への民間参で、そのためにも、国民あるいは利用者の立場に立って参入というものを考える場合、やはり先ほどからもお話がありまして、郵便への民間参便のユニバーサルサービス、これの重要性という便のユニバーサルサービス、これの重要性というを記述されました。

衆 議 院

総

務

四

号

録

			平成十四年六月二十五日	ı	録第二	総務委員会議録第二十四号	類第二号	第一
H	平成十四年衆	平成	膏(野田佳彦君外四十五名提出、	圭佑君	砂田	務官	財務大臣政	
〇平林委員長 これより会議を開きます。	調査要請	予備的	独立行政法人の組織等に関する予備的調査要請	俊夫君	山内	務官	総務大臣政務官	
***			六月十七日	実君	滝	務官	総務大臣政務官	
The state of the s		1		太郎君	河野	務官	総務大臣政務官	
都提出第九六号) 11日   1日   1日   1日   1日   1日   1日   1日	君	松茂君	本 明彦君	玄一郎君	佐田		総務副大臣	
行に半う関系去聿の整備等に関する去聿幹(ケート)		在	辞任補欠選任	吉隆君	村田	臣	内閣府副大臣	
民間事業者による言書の差童に関する去聿の他			同日	虎之助君	片山		総務大臣	V
	君		今川 正美君 横光					/
民間事業者による信書の送達に関する法律案	君	业 胤明君	山元 勉君 田並			申吾君	三村	
日本郵政公社法施行法案(内閣提出第九五号)	君		泰明君	克彦君	横光	安正君	三重野	
日本郵政公社法案(为署是出第九二号)	君	M 義孝君	田 武彦君	正美君	今川	恒夫君	矢島	
役庁参考人出頂要求に関する中で言れる附当局者出現要求に関する件		任	辞任補欠選	真章君	春名	健太郎君	石原	
今十食匠完当局会コ頁原で、一周一の上	· 5			靖英君	山名	勉君	山元	
本目の会議に対しに写件	君 :	īF	克彦君	成文君	松沢	公昭君	松崎	
は本受員会は参考送付された	君 :		胤明君	哲治君	中村	公一君	<b>武</b> 正	
またのであっています。 1(町手児/百済町諸会)(第五〇四三号)	君:		養孝君	胤明君	田並	聡君	島	
	君	1 泰明君	野松茂君	光一郎君	玄葉光	忠治君	伊藤	
書(岐阜県明宝村議会)(第五〇四二号)		Ĩ	辞任 補欠選任	聰君	荒井	正芳君	吉野	
ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見			六月二十五日	吉田六左工門君	吉山	明彦君	山本	
$\overline{}$			委員の異動	泰明君	出	広務君	野中	
	40 助君	ナク化		龍哉君	谷本	武彦君	谷田	
		t	念务公司公里可到	洋 君	谷	実君	滝	
関する意見書(高知県十和村議会)(第五〇四〇	駿君	洞	(国土交通省自動車交通局	義	新藤	勉君	佐藤	
小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化に			政府参考人	章君	左藤	太郎君	河野	
九号)	浩君	松井	(郵政事業庁長官)	松茂君	大野	伊藤信太郎君	伊藤	
に関する意見書(高知県葉山村議会)(第五〇三			文 号参与人	勝人君	浅野	徳彦君	赤城	
小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化策	. 卓君	野村	(念務省郵女公土充舌Jan) 政府参考人	田徽君	黄川	敬悟君 理事	理事 桝屋	
人号)	多明君		(総務省郵政企画管理局長)	斎君	子後藤	淳君 理事	理事 安住	
に関する意見書(高知県吾北村議会)(第五○三	を月ま		政府参考人	英太君	八代	二郎君 理事	理事 川崎	•
小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化策	達郎君	芳山	(総務省自治行政局長)	大和君	ず 稲葉	広幸君 理事	理事 荒井	
六月二十一日			<b>投</b> 符參			林鴻三君	委員長 平	
	· 智彦君	円谷	<b>受計検査院事務総局第五局</b>				出席委員	出度
は本委員会に送付された。		中島	(人事院総裁)			午前九時三十分開議	午前九時	
予調第一号)		] 	政府特別補佐人		_	平成十四年六月二十五日(火曜日	四年六月二	平成十

法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 法律案及び民間事業者による信書の送達に関する 案の各案を一括して議題といたします。 施行法案、民間事業者による信書の送達に関する この際、お諮りいたします。

郵政事業庁長官松井浩君及び国土交通省自動車交 いと存じますが、御異議ありませんか。 通局長洞駿君の出席を求め、説明を聴取いたした 局長團宏明君、総務省郵政公社統括官野村卓君、 省自治行政局長芳山達郎君、総務省郵政企画管理 各案審査のため、本日、政府参考人として総務 「異議なし」と呼ぶ者あり

〇平林委員長 御異議なしと認めます。よって、 五局長円谷智彦君の出席を求め、説明を聴取いた そのように決しました。 したいと存じますが、御異議ありませんか。 各案審査のため、本日、会計検査院事務総局第 引き続き、お諮りいたします。

そのように決しました。 〇平林委員長 御異議なしと認めます。よって、 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

問の機会が与えられましたことに心から感謝をし 間事業者による信書の送達に関する法律、この行 るんだろうか、こうした思いをお預かりして、質 れが今まで同様、より以上に私たちの日々の暮ら は、かたずをのんで日本郵政公社法案、そして民 山間僻地あるいは離島、こうしたところの人たち 〇吉田(六)委員 おはようございます。 次これを許します。吉田六左エ門君。 しを支えていただけるようなルールとして守られ く末を見守っている。ユニバーサルサービス、こ 〇平林委員長 質疑の申し出がありますので、順 今、国民のすべてが、特に私ども新潟の雪深い

て質問させていただきます。

かげんがきくんだったら、それは法律に基づいて 議論を進めていきたいと思います。 す。それによって厳格に運用すべきだと考えるん 大臣のお話がありましたが、法律に基づいてさじ ですが、大臣とこの点について、私はまたさらに いないんです。書くべきものは法律に書くべきで

の御所見と、そして最後、ちょっと時間の関係で だというふうに考えるんですが、この点について ぜ任期が一年なのか。 ような体制で、この郵政事業、新公社はあるべき の国有財産売却局、二重のチェックを受けるよう 質問ができませんが、もう一問。会計監査人、な になっている。私は、やはり正しい選択だと思う トは、経済庁のテレコム・ポスト規制庁と財務省 んですよ。いろいろな省庁からチェックを受ける なぜ内閣府にというお話ですが、ドイツ・ポス

願いいたします。 で、一問目は大臣、二問目は副大臣、よろしくお この二点、お答えをいただきたいと思いますの

ことを私は申し上げているわけであります。 なっている。だから、法令に基づく行政だという なんですよ。覊束裁量ということになっているん なくしようというのが立法に対する基本的な姿勢 ですよ。もう自由裁量というのはほとんどなく たんですよ。今はもう、できるだけ裁量行政を少 〇片山国務大臣 昔は、裁量行政というのはあっ

れが両方規制しているじゃないか、こういうこと る、こういうわけでございまして、観点が違うん として、資産価値についてのチェックをやってい 産売却局の方は、民営化されたこのポストの株主 ム・ポスト規制庁がやっているんですよ。国有財 なんですが、郵便事業そのものの規制はテレコ ム・ポスト規制庁と財務省の国有財産売却局、こ ドイツの例をお挙げになりましたが、テレコ

ることにつきましては国庫大臣である財務大臣と をやらせていただきますけれども、お金に関係す 協議する、こういう仕組みになっておりまして、 我が国の場合には、我々がいろいろなチェック

> う。いろいろなところを勘案しまして、一年とい ということで、一年ということが一番適切であろ うことを決めさせていただきました。 りまして、総務大臣による財務諸表の承認のとき 総会の終結のときまで、こういうふうになってお 株式会社の会計監査人の任期というのが、法律的 なので、別の機関をつくって別の機関でやればい 幾らでも規制をする官庁をつくればいいというの ように、自由な経営ということを考えたときに、 い、こういうことでは私はないと考えております。 クをやるか、有効なチェックをやるかという議論 は行革に反しますよ。どうやって効率的なチェッ に、就任後一年以内の最終の決算期に関する定時 〇佐田副大臣 先ほど来からのお話にもあります

ります。日本の今の公社化では問題ありというこ からね。そのときにやはりテレコム規制庁は、カ は例えば郵便で上げたい、それで株が上がります とを再度申し上げて、質問を終わります。 る、いろいろなチェック体制でドイツはやってお 検査院が乗り出したり、国会の委員会で議論をす ク体制がある。それぞれがぶつかったときにどう 〇武正委員。これで終わりますが、総務大臣には、 するかといったら、首相が閣議決定したり、会計 ルテル防止からいかがなものか、ちゃんとチェッ やはり先ほどのドイツの例ですけれども、財務省

〇平林委員長 次に、荒井聰君。 ありがとうございました。

を持っておられます。これについて、武正議員に まして、私は信書便法の逐条を質問するんですけ いは秘書給与の使い方について、非常に厳しい日 対して厳しい、特に税金の使い方について、ある 建設会社が負担と。先ほども武正議員が質問され るいは関係の政務官や副大臣に聞きたいんです。 れども、その前にどうしてもちょっと大臣に、あ 〇荒井(聰)委員 民主党の荒井でございます。 もお答えになったんでしょうけれども、再度お答 ておりましたけれども、今、国民は大変政治家に 民主党では逐条に質問をすることにしてござい きょうの新聞に、片山総務大臣が、秘書給与を

> から、それは結構ですという希望を聞いただけで たい、こういうことでよこしたいということです て、見習いをしたい、仕事を覚えたい、人を知り ないんですよ。参議院第二支部のそこの職員とし おきましたけれども、私の事務所の個人秘書じゃ もあるわけで、それはきょう記者会見でも言って 確な報道もありますけれども、大変不正確な報道 〇片山国務大臣 報道はいろいろありまして、正 え願えますでしょうか。

ございます。 の事務を手伝ってもらっている、こういうことで り当人の希望を聞いて、第二支部のそういうこと 期間がありますから、その間にきっちり補正する ていないようで、三月までのものが、これは補正 うことを言っておきましたが、どうもちゃんとし 給与云々という話じゃ全くございません。会社な になったわけでありまして、これはいわゆる秘書 ようにということを私が言ったのがああいう記事 月半について給与をちゃんと報告するようにとい のものがことしの三月までの報告ですから、二カ ですから人件費、そう高くはありませんし、去年 そして問題は、その人件費については、若い人

〇荒井(聰)委員 かつて自民党を中心として、各 ですけれども、そのようなことは総務大臣の場合 中眞紀子さんの疑惑についてもそれに近いのでは には決してないですね。もう一度確認させてくだ ないかといったような報道もされているわけなん 実態があったと言われているわけですね。今、田 企業から秘書が派遣されている、そういうような

〇片山国務大臣 いや、全くありません。

うに、自分の会社の仕事もやっているので、主と 仮に六割選挙支部のことをやっているとすれば、 いるわけでもない、こういうことでございまして、 す。だから、全部が第二選挙支部の仕事をやって 転その他をやってもらっているわけでございま して私が二週間に一遍ぐらい帰ったときの車の運 しかもこれは、私が先ほども申し上げましたよ

ませんね。 定の企業からの出向といったようなことはござい ますので、副大臣にもお聞きしますけれども、特 〇荒井(聰)委員。佐田総務副大臣もそこにおられ 届け出をする、こういうことでございます。 れは寄附になるわけでありますから、その寄附の 六割分については、政治資金規正法上の扱いはこ

〇荒井(聰)委員 それでは、逐条に入る前に、私〇佐田副大臣 全くありません。 論が出過ぎているんではないかと思うんですけれ されていないがゆえの、さまざまな立場からの議 いったようなことについてのきちっとした議論が サスもないんではないか。独占がもたらす弊害と 十分に議論もされていないし、国民的なコンセン 用が図られているんですけれども、この独占とい も、そのときを踏まえて、少し疑問に思っている は本会議で代表質問をさせてもらいましたけれど うことに対する考え方について、我が国ではまだ 法律がありますし、アメリカでも非常に厳しい運 考え方、これは日本の場合には独占禁止法という の根幹に流れる問題は、独占というものに対する 点を質問させていただきたいと思うんです。 総務大臣、今回の公社法あるいは信書便法、こ

に乏しくなる弊害があります。 すね。やはりそういうことがあると非効率で進歩 占でも民間の独占でも、これはよくないと思いま 〇片山国務大臣 私は基本的には、やはり国の独

る考え方について、大臣はどのようにお考えで ども、独占禁止法あるいは独占ということに対す

しょうか。

弱者については別の形でこれを救っていく、こう 力を生んで、それで、強者と弱者が出てくるので、 りましたね。しかし、結果としてはやはり自由主 仕切って平等を保障する方がいいという議論もあ の議論がありましたときは、しっかり平等を保険 いうことの方が大きな社会的な考え方になってい 義で、お互いに競争をやって、そういう中から活 するためには、国なり公が全部コントロールして、 ただ、かつて社会主義云々だとか共産主義云々

かと思っております。方が大きいというのが今の一般の考え方ではないるので、やはり独占というのはむしろマイナスの

〇荒井(聰)委員 私も独占についてはそのとおり

ただ、日本の場合は、独占あるいは寡占というたが、日本の場合は、独占あるいは実持っていない、あるいは、大きければ社会的な責任が高くなった、それなりの社会的責任を果たしていくんだとい、あるいは、大きければ社会的な責任が高くなったろうか。そういう中での独占というものの開放、ただ、日本の場合は、独占あるいは寡占というため、日本の場合は、独占あるいは寡占というかと思うんですね。

今回の公社法などでも、全面開放なのか部分開 今回の公社法などでも、全面開放なのかおかに思うんですけれども、これなども、やはり独占の禁止ということに関する国民的な議論が十分に行われということに関する国民的な議論が十分に行われということに関する国民的な議論が十分に行われたがすね。特に、郵便に関する独占は国家独占でありましたから、この国家独占についてどのようんですね。特に、郵便に関する独占は国家独占でありましたから、この国家独占についてどのようんですね。特に、郵便に関する独占は国家独占でありましたから、この国家独占に思うんですね。特に、郵便に関する独占は国家独占に思うんですれたが、全面開放なのか部分開 (委員長退席、稲葉委員長代理着席)

だから、ユニバーサルサービスを確保しながら競それだけの国民の理解があったと私は思います。には、そういうことを考えると、やはりユニバーは通信の秘密は守らなければいかぬ、このためには、そういうことを考えると、やはりユニバールルサービス、全国公平にくまなくということで、これは効率だとか競争だとかというのはややなじまないんですね。だから、郵便の場合には、私は思います。 それだけの国民の理解があったと私は思います。とれは通信の秘密は守らなければいかぬ、このためには、私は思いさに、とにから、意法で言う表現の自由を保障する基本的な通く、意法で言う表現の自由を保障する基本的な通く、意法で言う表現の場合には、私は思いない。

> を入れていって、そこでより安い、よりいいサー 争を入れていって、そこでより安い、よりいいサー 手を入れていって、そこでより安い、よりいいサー をだ、郵便については独占の方がいいという意 にいいところだけとり合うような競争よりも、や にいいところだけとりをつような、まりいいサー をおります。

〇荒井(聰)委員 今も大臣がお答えになりましたいうことではないかと思っております。 妨争を導入してよりいいサービスを求める、こうバーサルサービスはしっかり確保する、その上でバーサルサービスはしっかり確保する、その上で

たところがあるんではないだろうかなというふうたところがあるんではないだろうかなというと民間企業に近いようなものを求めれども、それからの議論の深まりがなかったんではないだろうかというように思います。 ところで、この郵政公社については、私は、今までの公社公団とはやはり違う、新しいものを求めている、新しい理想を求めているな、そういうかというように思います。 ところで、この郵政公社については、私は、今はないだろうかというように思います。 ところで、この郵政公社については、私は、今までの公社公団とはやはり違う、新しいものを求めている、新しい、まざまだ公取委あるんではないだろうかなというふうたところがあるんではないだろうかなというふうけれども、私は、やはり日本の社会の中に、まだけれども、私は、やはり日本の社会の中に、まだけれども、私は、やはり日本の社会の中に、まだけれども、私は、やはり日本の社会の中に、まだいところがあるんではないだろうかなというふう

の皆さんに訴える、そういう内容になっているのの皆さんに訴える、そういう内容になっている人が、会社の経営が悪くなったときに減資になったり、あるいは倒産した場合にときに減資になったり、あるいは倒産した場合にときに減資になったり、あるいは倒産した場合にときに減資になったり、あるいは倒産した場合にときに減資になったり、あるいは倒産した場合にときに減資になったり、あるいは倒産した場合にときに減資になったり、あるいは倒産した場合によるというか一番大事なのは、やはり経営責任はだれるの皆さんに訴える、そういう内容になっているのの皆さんに訴える、そういう内容になっているのの皆さんに訴える、そういう内容になっているのの皆さんに訴える、そういう内容になっているの

がでしょうか。 疑問に思うところなんですけれども、それはいか かどうか。そこは、よくわからないというか大変

〇片山国務大臣 今までの公社とは違う新しい形の大山国務大臣 今までの公社とは違う新しい形のないときは総裁の責任ですね、総裁の責任にいかないときは総裁の責任ですね、これで経営がうまくいかなかったのは、国鉄の関係の方が言われまくいかなかったのは、国鉄の関係の方が言われまくいかなかった。たからぜひ経営の自由度を高常に時間がかかる、だからぜひ経営の自由度を高常に時間がかかる、だからぜひ経営の自由度がなかった、非に時間がかかる、だからぜひ経営の自由度を高めてくれ、こういう議論があったようでございまして、そういうことを含めて今の郵政公社の基本の方に、そういうことを含めて今の郵政公社の基本の責任ということを含めて今の郵政公社とは違う新しい形の公社とは違う新しい形の方によります。

ただ、総裁一人ではありませんで、総裁の下は になりますけれども、しかし、最終的には総裁 とになりますけれども、しかし、最終的には総裁 とになりますけれども、しかし、最終的には総裁 の責任だと考えております。

〇荒井(聴)委員 経営責任で一番社会的なあるいているわけですね。

に思うんですね。

いるような気がするんですけれども、いかがですか、そこのところについては大変議論が不足しているんだろうか、あるいはそれが失敗した場合にいるんだろうか、あるいはそれが失敗した場合にろう、そういう技量を持った、技術を持った人がろう、そういう技量を持った、技術を持った人が

〇片山国務大臣 郵貯、簡保等の運用につきましては、いろいろなチェック機能を中につくっていますね。いろいろな審議会の意見を聞くとか、運ますね。いろいろな審議会の意見を聞くとか、運ますね。いろいろな審議会の意見を聞くとか、運ますね。いろいろな審議会の意見を聞くとか、運ますね。いろいろな手ェック機能を中につくっていけておりますが、しかし、そういうことでいろいろな意味での保険を掛し、そういうことでいろいろな意味での場所を対した。

〇荒井(聴)委員 内部留保をふやしていく、あるいうふうに思っております。 公社の中に確立していかなければならない、こう公社の中に確立していかなければならない、こうのがあるに思っております。

今、御承知のように、郵便貯金事業も簡保事業もまだ相当の内部留保を持っております。郵便事業がやっと昨年度から黒字に転じまして、なお経営体質を強化したいということで定員の削減等も今努力いたしておりますので、そういう事態を今努力いたしておりますので、そういう事態をかないように最大限の努力をいたしたい、変更をかないように、新便貯金事業も簡保事業も可ないように、新便貯金事業も簡保事業

○荒井(聴)委員 そのように思われます。
のではないかというふうに思われます。
中では税金で補てんする、それ以外考えられない中では税金で補てんする、それ以外考えられない見に努力するというのは予期せぬことが起きるも限に努力するというのは当然なんですけれども、

るいはスリムにしていくのかということが大変大めには、この公社の経営体をいかに合理的に、あところで、経営の効率性を高めていくというた

て質問させていただきます。	内閣提出、日本郵政公社法案、日本郵政公社法	平成十四年衆	平成十四年六月二十五日	1 2	総務委員会議録第二十四号 2000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 100	類第二号 総務	第一類
思の機会か与えられましたことに心か	土 これると会話を見	左右   可是   10   10   10   10   10   10   10   1	李(予目世歌者)人司一L,对是一人	٠.		务人豆女务言	Į.
用り後なぎょうしこうじか思いをお	1	, 備灼周至安青	独立行政法人の組織等こ関する予備均周証医青	内俊		総務大臣政務官	総
るんだろうか、こうして思ってら真い			六月十七日	滝 実君		総務大臣政務官	総
しを支えていただけるようなルールと				<b>沖里 大良若</b>		糸孝フ目政者官	<b>.</b>
れが今まで同様、より以上に私たちの1	<b>隐</b> 捞出第九六号)	村方才				务七巨女务部	公公
マラを見てっている。 ニニノーサ	月世出る 1757~200年 4月 一次将第一日	公支書	<b>以</b>	佐田玄一郎君	<b>1</b> 1.	総務副大臣	総
く末を見午つている。ユニバーナレナ			辞任補欠選任	村田一吉隆君		<b>P</b> 降 不 畐 大 已	ŗ
間事業者による信書の送達に関する法	民間事業者による信書の送達に関する法律の施一		F	が正常		月子川で記	<u> </u>
に カたすをのんて日本郵政公社法案		j		<b>宁山虎之助</b>	ul.	総務大臣	総
よいっここのシボーである。	(与間是出售しニテ)	克彦君	今川 正美君 横光				
地あるいは雅島、	民間事業者による信書の送達に関する法律案	胤明君	山元 <b>勉君</b> 田並		7		
一今、国民のすべてが、特に私ども新	日本郵政公社法施行法案(内閣提出第九五号)	明彦君	る日常				
〇吉田(六)委員 おはようこさいます		月野君	長月雪	横光 克彦君	安正君	重野 安下	
-	日本邦女公士芸芸(可見しきしこう)	義孝君	谷田 武彦君 新藤	ラ川 正美君	恒夫君	矢島 恒	
します。 与日たこ	政府参考人出頭要求に関する件		新 <b>伯</b> 補欠選任			5 1	
〇平林委員長 質疑の申し出がありま	会計検査院当局者出頭要求に関する件			真章 目.		石原建太郎君	
				山名 靖英君	勉君	山元	
	女子の企義にすっこを 中	正美君	横光 克彦君 今川	老沙 瓦戈君	-		
そのように決しました。		勉君	日立 消り者 山方				
〇平林委員長 御異議なしと認めます	に本委員会に参考送付された。	i j	l H	中村 哲治君	一君	武正 公	
- 31		式多君	義孝君	正並 胤明君	联君 :	島	
		泰明君	大野 松茂君 山口	3			
したいと存じますが、卸異議ありませ	ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見	10		七一		尹集	
五局長円谷智彦君の出席を求め、説明	曹(岐阜県明宝村議会)(第五〇四二号)	-		荒井 聴君	正芳君	吉野 正	
各条筆査のため、本日、会計検査院	るるかとが道緊急整備事業の総紛に関する意見		六月二十五日	吉田六左エ門君	明彦君	山本明	
弓を移き お語り とれします			委員の異動	山口 泰明君	,		
川き売き、3各)、こうによっ							
うに決し	ふるさと林道緊急整備事業の継続に関する意見	大夕保 盼君	新 <i>雅莎</i> 夏全事門員	本		谷田武	
〇平林委員長 御異議なしと認めます	号)		AS ASSESSMENT OF THE PARTY OF T	谷 洋 君	実君・	滝	
(「異議なし」と呼ぶ者あり)	関する意見書(高知県十和村議会)(第五〇四〇	海 駿君	長) (国土交通省自動車交通局	新藤 義孝君	勉君	佐藤	
いと存じますが 御異議ありませんか	リカ杉町木の 公孟的機能を重視し、自立強化に ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(国:16/14) [17] [17] [17] [17] [17] [17] [17] [17]	左藤 章君	<b>太</b> 則若		
近局長浦慶君の出席を対め、 説明を职	そうけつくないというには、		(垂政事業庁長官)	杠		1	. •
通司を司を計り出帯となり、毛見	九号)	松井 浩君	び府参考人			吉	
郵政事業庁長官公井告目及び国上交通	台 (第		(希別全重正仏社兼打官)	勝	徳彦君	赤城徳	
局長團宏明君、総務省郵政公社統括官	小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化策	野村卓君	(念务省耶女公士充舌)m) 政床参考人	黄川田 徹君	敬悟君 理事 並	事 桝屋 敬!	理
省自治行政局長芳山達郎君、総務省郵	八号)		(新教省垂町石画管理局長)	後藤 斎君	淳君 理事 "	安住	理事
各案審査のため、本日、政府参考人	に関する意見書(高知県吾北村諸会)(第五〇三一	图 宏明君	\(\@\mathbb{\columnia}\)   100   10	办	耳	· /·	1 1
この際は言れてたします	一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一		女子, 公子, 公子, 公子, 公子, 公子, 公子, 公子, 公子, 公子, 公		<b>E</b>		里:
この祭、3答りつこうます。	小規模町村の公益的機能を重見し、自立強と衰	芳山 達郎君	(総務省自治庁攻司長)	桁葉 大和君 一	広幸君。 理事 2	荒井	理事
案の各案を一括して議題といたします	六月二十一日		<b>致</b> 伊参		鴻三君	委員長 平林	委
法律の施行に伴う関係法律の整備等に		円谷 智彦君	長		,		出席委員
法律案及び民間事業者による信書の送	に本委員会に送付された。		会计検査完事务念司有江司				11 47 100
旅行法案 民間事業者による信書の送	さいでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	中島 忠能君	(人事院総裁)		分開義	干前九诗三十分開義	
	ア 選別なけー・ユブン		<b>政存</b> 等别補左人		日(火曜日)	平成十四年六月二十五日(火曜日)	平成十四
		<u>-</u>	<u>.</u>		}		
四号	議 禄 第二十	会	委員	移	院会	衆 議 院第三十四回国会	衆第
		►.	<b>E</b>	Ç	日 なる しょう		色写
			,				

諮りいたします。 枯して議題といたします。 伴う関係法律の整備等に関する法律 間事業者による信書の送達に関する 間事業者による信書の送達に関する

の出席を求め、説明を聴取いたした B松井浩君及び国土交通省自動車交 長芳山達郎君、総務省郵政企画管理 ため、本日、政府参考人として総務 2、御異議ありませんか。 総務省郵政公社統括官野村卓君、

ますが、御異議ありませんか。 ため、本日、会計検査院事務総局第 お諮りいたします。 譲なし」と呼ぶ者あり] **廖君の出席を求め、説明を聴取いた** しました。 御異議なしと認めます。よって、

しました。 質疑の申し出がありますので、順

御異議なしと認めます。よって、

えられましたことに心から感謝をし 6信書の送達に関する法律、この行 のんで日本郵政公社法案、そして民 いは離島、こうしたところの人たち すべてが、特に私ども新潟の雪深い ます。吉田六左エ門君。 んだけるようなルールとして守られ 体、より以上に私たちの日々の暮ら おはようございます。 いる。ユニバーサルサービス、こ こうした思いをお預かりして、質

〇後藤(斎)委員 それでは、四法案の中に入りま

況と問題点」ということで幾つか指摘をしてあり とで報告書が出ております。この中に、「競争状 明確ではありませんが、公正取引委員会というこ ら、郵政事業への競争導入と競争政策上の課題に ついてという、これは研究会のレポートかどうか 平成十二年の十一月三十日に公正取引委員会か まず、御確認をしたいと思います。

考えられる。」という指摘がございます。 な第三者が検証する仕組みを設ける必要があると すが、「企業会計方式に改めるとともに、中立的 加価値郵便物については、自由化の対象とするこ 「郵便事業体の経営情報の公開」ということで、 行為に対する独占禁止法の厳正な執行が重要。」 点指摘をします。「自由化分野における競争制限 競争の導入は段階的に行うことが適当。」もう一 間事業者との競争を促進していくべき。ただし、 信書の送達を原則全面自由化し、郵便事業体と民 とが必要。」であるとか、「競争政策の観点からは、 「現行の会計制度」、これは公会計原則だと思いま 「事業所が差し出す大量郵便物(DM等)及び付 。もろもろの規定があり、さらに最後の項で、 大きく私がこれからお伺いしたいのは、例えば

この法案に反映をされているのか、冒頭お尋ねを で御質問しましたが、そして今までの議論の中で もありましたが、この公取の報告書、どんな形で したいと思います。 このような指摘は、先ほど伊藤委員からも逐条

ありましたような形で部分的、要するに段階的に 政策の観点から郵政事業への民間参入、今お話が 公表しているわけであります。公取ですから競争 会ということで、その郵政事業ワーキンググルー 〇佐田副大臣 公正取引委員会、今お話がありま 参入していくべきであるとか、経営を見る第三者 プを開催しまして、平成十二年十一月に報告書を したように、政府規制等と競争政策に関する研究

> れは、御指摘のように、公取の立場からの御指摘的立場の組織も必要ではないかと。あくまでもこ だと思うんですね。

引委員会の報告や各種団体の意見、さらには有識 た、こういうふうに御理解いただきたいと思いま 方面からの御意見を聞いて今回の法案になってき ところでありますけれども、そういうふうな形で、 定の条件を付した上での全分野への参入を認めた ユニバーサルサービスの確保を図る観点から、 討を行ったところであります。この中間報告では、 者、そして利用者のヒアリングを踏まえまして検 いただいたわけであります。その中には、公正取 月に研究会を開催しまして、中間報告を出させて 法の規定に基づく事項を検討するために、昨年八 公正取引委員会の御意見も聞きまして、あらゆる までもありませんけれども、中央省庁等改革基本 一方、総務省におきましても、これはもう言う

それでは、この公取が指摘している部分、これか か。現時点でのお考えで結構ですから、お尋ねを れませんが、どんな形で対応していくんでしょう 公社が判断するというふうにお答えになるかもし らの事業のあり方の中でそうではないという方向 御答弁の中でも指摘をしたような感もしますが、 の意見を踏まえたものだということは今副大臣が 〇後藤(斎)委員 これが基本的な公正取引委員会 に行った場合、公取から意見表明があった場合、

されております。そこで、この民間参入につきま りました研究会の報告書の取り扱いでございます 〇團政府参考人 御指摘の公正取引委員会のつく 告書、組織的には経団連の研究会の報告書、それ ては、公正取引委員会のつくりました研究会の報 す。この総務省のつくりました研究会におきまし 受けまして昨年八月に研究会をつくりまして、十 しては、総務省におきましては、こういうものを が、同報告書は平成十二年の十一月三十日に提出 からいろいろな事業者の御意見というものを聞い 二月に中間報告を受けたということでございま

ます。

を今後ともやっていくということになるんじゃな あれば総務省でいろいろ承りながら政府内の調整 務省になってまいりますので、政策的な御意見で ますけれども、政策をつくってまいりますのは総 るいは政策的な御意見というのがあろうかと思い いかと考えております。 今後、いろいろ具体的な、独禁法の関係とかあ

〇後藤(斎)委員 大臣、お尋ねをしたいと思いま

臣、例えばドイツ、アメリカもそうですが、企画、 ド・バランスが相互にきいて対応がされている ドイツもそうであります。そこでチェック・アン りましたように、その部分は明確に分けている国 が、そして監督の部分、武正議員からも指摘があ 政策立案、まあ規制の部分を含むかもしれません 十一条にございます。そして、今議論をしており 政治資金規正法上の監督責任者であります。第三 ら大臣の件についてお尋ねをしましたが、大臣は 論点が載っております。私、三月の十九日のとき ましたように、大臣、きょうの新聞にいろいろな ます公社の問題、信書の問題にも絡みますが、大 にも、当時は恩給法の審議でしたが、別の視点か 先ほど武正議員、荒井議員からもお尋ねがあり

るわけです。

は一体であるということできょうお尋ねをしてい

という公的なお立場と政治家というお立場、これ す。先ほど滝政務官にお話を聞いたのも、政務官 が一体となった議論をきょうもされているわけで

す。信書法についても同じであります。そして、 公社については、先ほども天下り等々の中で話が したり、許可をしたりする件がたくさんございま 公社については、大臣が認可をしたり、規制を

て報告書をつくられたということになっておりま ありましたが、行き来はするかもしれないという 答弁がございました。総務省が、まず、行き来を

ふうなことで手続的には進んでいるわけでござい 点ではこの法案についての異議はなかったという 府内の調整を行います。当然のことながら、各省 ますが、その後、政府の法案を出す場合には、政 の中間報告を受けて法案をつくったわけでござい してはこういうものを踏まえた民間参入の研究会 に協議をして法律を出しておりますので、この時 政府の形式的な手続としますと、総務省としま

第三者機関を設置するないしして、そこの部分に 指摘されざるを得ないと思うんです。 社の方に甘く、例えば民間にきつくということが 間の方、そこでまた言われるであろうことは、公 と。総務大臣は、公社と、入ってくるであろう民 ろう方も規制をしたり許可をしたりする。それで、 するという中で、一方で民間に参入がされるであ 者との比較検討をしたり、そういう、やゆをされ た公取の報告書にもありましたように、中立的な 人的な部分で行き来をしている公社の監督もする ついては、経営情報の検証をすることで民間事業 ですから、審議会ないし先ほど御指摘をしまし

な部分と政治家として何をやっているという部分 を束ねるときに、大臣何やっているのというふう 督大臣である、一方で政治家である、そこの二者 指摘をされた、大臣が一方で政治資金規正法の監 この公取の報告書がまとまっていると思うんで ぬようなことをしていくべきだということで私は 大臣、その点では、きょうも二人の委員から御

どんな形でおつくりになっていくのかについて、 れども、そうではない仕組みを、じゃ、内部的に いけるのかどうか。はいとは多分言うでしょうけ に国民から見て十二分な対応をすることができて これからの公社、そして民間事業者のものに本当 策立案と監督を一体となってやり、そしてそれが 大臣にお尋ねをしたいと思います。 これからの事業のあり方について、総務省が政

れは一つありますね。 ろなんですが、政策の企画立案と規制をやる、こ 〇片山国務大臣 これもかねがね議論のあるとこ

それから、私どもの方でいうと、一方では郵政